

# 所得の確認について

## 給与所得者

(確定申告をした方を除く)



### 源泉徴収票の

「給与所得控除後の金額」  
を確認してください。

平成23年分 給与所得の源泉徴収票												
住所(居所)または所在地	江戸川区中央1-4-1					氏名	(フリガナ) エドガワ マサト (役職名) 江戸川 正人					
種別	内	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収額							
給料・賞与	円	千	百	千	百	千	百	千	百	千	百	
		7,000,000	5,100,000	2,840,000	180,800							
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族(配偶者を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額					
有	無	千	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
*		0	1	1	2	687,000	50,000	3,000				
(摘要) 年調定率控除額 45,200 円												
妻 智恵美(S41.12.18生) 子 太一(H10.3.26生) 子 サツキ(H13.4.23生) 父 幸治(S10.5.7生)												
扶養親族未就学児童	未成年者	本人が障害者	老齢者	寡婦	寡夫	勤労学生	死亡退職者	災害者	外国人	中途就・退職	受給者生年月日	
		特	特	特	特	特	特	特	特	年	月	日
		別	別	別	別	別	別	別	別	17	*	38 12 24
支払者	住所(居所)または所在地 江戸川区中央1-4-1					氏名又は名称	えどがわ育児株式会社 (電話) 03-5662-0082					

## 確定申告をした方



### 確定申告書の

「所得金額」欄の「合計」  
を確認してください。

平成23年分の所得税の確定申告書A																
住所(又は居所)	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1					フリガナ	エドガワ マサト									
平成20年1月1日の住所						氏名	江戸川 正人									
						性別	世帯主の氏名 世帯主との続柄									
						①女	江戸川 幸治									
						生年月日	3	3	8	1	1	2	4	電話番号	03-5662-0082	
(単位は円)																
収入金額等	給与	ア	7000000													
	雑	イ														
	その他	ウ														
	配当一時所得	エオ														
所得金額	給与	①	5100000													
	雑	②														
	配当一時所得	③④														
	合計	⑤	5100000													
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥	687000													
	生命保険料控除	⑧	50000													
	損害保険料控除	⑨	3000													
	寡婦・寡夫控除	⑩	0000													
	勤労学生・障害者控除	⑪	0000													
	配偶者控除	⑫	380000													
	配偶者特別控除	⑬	0000													
	扶養控除	⑭	1340000													
	基礎控除	⑮	380000													
	⑥から⑮までの計	⑰	2840000													
雑損控除	⑱															
医療費控除	⑲															
寄付金控除	⑲															
合計	⑳	2840000														
課税される所得金額	㉑	2260000														
上の㉑に対する税額	㉒	226000														
配当控除	㉓															
住宅借入金(取得)等特別控除	㉔															
政党等寄付金特別控除	㉕															
差引所得税額	㉖	226000														
災害減免額	㉗															
外国税額控除	㉘															
再差引所得税額	㉙	226000														
定率減税額	㉚	45200														
源泉徴収税額	㉛	180800														
申告納税額	㉜	180800														
納める税金	㉝															
還付される税金	㉞															
配偶者の合計所得金額	㉟	0														
雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	㊱	0														
未納付の源泉徴収税額	㊲	0														
申告期限までに納付する金額	㊳	0														
延納届出額	㊴	0														
還付される税金の口座番号																
銀行						本店・支店										
金庫・組合						本店・支店										
郵便局	預金	普通	当座	振替	貯蓄											
口座番号																
整理欄																

☆ 平成24年1月2日以降に江戸川区に転入された方は、1月1日にお住まいの区市町村発行の所得証明書(課税証明書)の提出が必要となります。

(源泉徴収票・税額通知書では代用できません)